

令和8年2月19日開会

令和8年2月19日閉会

第805回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第 8 0 5 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 0 5 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 8 年 2 月 1 9 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

### 1. 出席農業委員（6人）・出席推進委員（6人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
4 番	兼 子 房 男	5 番	山 口 栄 子
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

### 2. 欠席農業委員（2人）・欠席推進委員（1人）

3 番	山 田 誠 一 郎	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美		

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

### 4. 本日の会議の案件

- 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 議案第 6 号 湯川村農業委員会会議規則の一部改正について
- 議案第 7 号 湯川村農業委員会事務局事務分掌規程の一部改正について

### 5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。今日は久しぶりに寒い朝になりました。昨日ぐらいまでは春を思わせる陽気で農作業に出なくちゃいけないかなと思っておりましたが、やはりまだ 2 月です。これから 3 月・4 月までは 2～3 回寒い時期があるんじゃないかなと思いますので、体調管理には十分注意して過ごしていただければと思います。また、先月 1 月末には会津方部の研修会、2 月初めの農地相談会、それから農地部会と大変お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございました。先日湯川村の再生協議会がございまして、今年の生産調整目標が 35.2%ということで数字が示されました。今年はきっと米の価格は下がるだろうというお話はされておりましたが、国から示されている数字はできるだけ近い数字で協力しなければならないかなと思いますので、いろいろと検討してご協力できるようでしたらお願いしたいと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3番委員と8番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中6名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第805回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

2番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に5番委員と6番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第4号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、■■■■集落の■■■■さん、譲受人は同じく■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■の田■■■筆で面積は■■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10aあたりの対価を記載しております。世帯員の農作業従事者の状況は男性■■■名、女性■■■名のうち農業専従者■■■名、農業補助者■■■名であります。譲受人の息子■■■名とも同居しており、休日是一緒に農作業をしております。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でございます。遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター■■■台、田植機■■■台、コンバイン■■■台、乾燥機■■■台を所有しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページには公図を添付しており赤色の枠の部分でございます。

議案第4号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでし

た。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。2番委員をお願いします。

2番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。  
(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 なければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

15番委員 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第4号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 これより議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書6ページにより朗読。今回の案件は、新規5件、再設定24件、再転貸1件の合計30件です。7ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

まずは新規の案件について説明します。8ページをお開きください。

申請番号1番について、土地の所在は、大字■■■■■■■■■■の田他合計■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■■■■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■■■■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和8年4月1日、終期は令和18年12月31日の10年9ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和8年3月31日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。前耕作者が規模縮小の意向があり、3月末の更新をしなかったため、近くを耕作している■■■■■■■■■■さんに依頼

することとなりました。

9 ページ、申請番号 2 番について、土地の所在は大字 [ ] の田 [ ] 筆で面積は [ ] m<sup>2</sup>です。出し手となる農地所有者が [ ] の [ ] さん、受け手となる農地借受者が [ ] 集落の [ ] さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a あたり [ ] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 4 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 9 ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、昨年息子に経営移譲したばかりですので、実際には父親とともに農業を行っております。刈取りは同じ集落の方に依頼しているとのこと。 [ ] さんの父親所有の田と現況 1 枚になっており、祖父の代から 100 年近く借り受けて耕作していた田でしたが、昨年経営移譲したタイミングでバンクを介した貸借を検討しておりました。所有者の登記の変更が完了したため、今回申請となりました。

26 ページ、申請番号 27 番について、土地の所在は大字 [ ] の田他合計 [ ] 筆で面積は [ ] m<sup>2</sup>です。出し手となる農地所有者が [ ] の [ ] さん、受け手となる農地借受者が [ ] 集落の [ ] さんです。対価は田 10 a あたり [ ] 円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 8 年 4 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 9 ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定就農者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。前耕作者が規模縮小の意向があり、最初に [ ] の担い手に声を掛けたようですが、引き継ぐ方が見つからず、農業委員会へ相談にいらっしゃいました。申請地の北側、 [ ] 部分を [ ] さんが耕作していたため、声を掛けたところ来年から耕作いただくことになりました。

27 ページ、申請番号 28 番について、土地の所在は大字 [ ] の田 [ ] 筆で面積は [ ] m<sup>2</sup>です。出し手となる農地所有者が [ ] の [ ] さん、受け手となる農地借受者が [ ] です。対価は田 10 a あたり [ ] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 4 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 9 ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定就農者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。本件につきましては、令和 7 年 4 月に一度議案として提出しておりましたが、申請者であった所有者の妻が公告前に亡くなったため、取り下げとなってしておりました。法定相続人の方と連絡がつき、今回申請に至りました。令和 7 年度については既に田植えが終わった時期であったため、直接精算をしていただいております。

28 ページ、申請番号 29 番について、土地の所在は大字 [ ] の田他合計 [ ] 筆で面積は [ ] m<sup>2</sup>です。出し手となる農地所有者が [ ] の [ ] さん、受け手となる農地借受者が [ ] です。対価は田 10 a あたり [ ] 円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は



今回近くの田んぼを作っていた[ ]さんの方にお願ひしましたところ受けていただけまして何とか作っていただくことになった案件であります。なかなか大変な案件でした。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番委員 最後の[ ]の[ ]さんが受ける案件について、[ ]円ということですが、水利費はどちらで負担か。

事 務 局 前の契約をそのまま引き継がれたので、水利費についても耕作者負担ということで聞いております。

議 長 他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第6号、湯川村農業委員会会議規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 議案第6号、湯川村農業委員会会議規則の一部改正についてを議案書34ページにより朗読。

農業委員会規則は全部で3つあり、規則の改廃をする際には農業委員会の中で決定する必要があります。改選を前に規則等の確認をしておりましたが、最終改正時期がだいぶ古く現状と合わない部分もありましたので、今回2つの規則の改正を行うことにいたしました。内容としましては改選には直接は関係のない内容です。それでは詳細を説明いたします。

35ページには改め文を掲載しております。36ページの新旧対照表にて説明いたします。まず、第2条会議の招集について、第4項に時間が記載されておりましたが、実際には会議の通知と同日に開始時間についても公示し、定例総会の中で会期について決定しているので、不要な条文でありました。また、全国的に見てもこの条文が残っているのは湯川村だけでしたので、実態に合わせて削除いたしました。

次に、第6条会議の成立について、農業委員会等に関する法律から引用している条項が一致していなかったため、正しい条文を引用することとしました。通常会議は過半数が出席しなければならないが、議事参与の制限により

過半数に達しないときは問題ないということです。

最後に第13条議事録について、第2項の中の「なつ印」という表記を実態に合わせて削除いたしました。また、第3項の条文を追加いたしました。37～38ページには改正後の全文を掲載しております。

説明は以上です。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第6号、湯川村農業委員会会議規則の一部改正についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第6号、湯川村農業委員会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第7号、湯川村農業委員会事務局事務分掌規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 議案第7号、湯川村農業委員会事務局事務分掌規程の一部改正についてを議案書39ページにより朗読。40ページには改め文を掲載しております。41ページの新旧対照表のうち右側の改正前の内容を見ると現在実施していない事業や存在しない名称等もありましたので、不要部分の削除や新しい表記への変更を行いました。42～43ページには改正後の全文を掲載しております。説明は以上です。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第7号、湯川村農業委員会事務局事務分掌規程の一部改正についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第7号、湯川村農業委員会事務局事務分掌規程の一部改正についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第805回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第4号 原案のとおり決定

議案第5号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第6号 原案のとおり決定

議案第7号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和8年2月19日午前9時45分閉会を宣言した。  
上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年3月18日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員